

指導者制度の変更

令和2年度よりスポーツ少年団指導者制度が変わりました。

指導者は、学び続ける環境が必要である方針のもと、団員に対する指導者としての責任を果たすため、

スポーツ少年団指導者は全員、JSPO公認スポーツ指導者資格保有者であることは不可欠であり、

JSPO公認スポーツ指導者資格は継続的に学び続ける必要のある「登録・更新制」の認定資格

※JSPO：公益財団法人日本スポーツ協会（Japan Sports Association）

主な変更点

- ◆これまでの認定員資格に替わり、指導者は登録・更新制のJSP0公認スポーツ指導者資格を保有していなければならない
- ◆スポーツ少年団はJSP0公認スポーツ指導者制度に基づき「スタートコーチ」を養成します
- ◆登録区分は「団員」「指導者」「役員」「スタッフ」とします
- ◆団登録の条件は原則として団員10名以上、指導者2名以上で構成することに加え、
 - ①20歳以上の「指導者」「役員」「スタッフ」が2名以上
 - ②2名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいること

「スポーツ少年団の理念」を学んでいること

- ◆令和3年度に団登録している認定員または認定育成員
- ◆スタートコーチ資格保有者
※令和3年度認定保留者を含む
- ◆コーチングアシスタント（認定員が移行した資格）
- ◆登録する年の4月1日現在で満18歳以上であること

指導者資格の位置づけ

【A】

認定員・認定育成員

- 認定員、認定育成員「理念あり指導者」
- 認定員はコーチングアシスタントへの移行が必要
- 認定育成員は既にJSPO公認スポーツ指導者（移行不要）

【A】

スタートコーチ

- 「理念あり指導者」
- JSPO公認スポーツ指導者

【B】 バレーボールなどの競技別資格（サッカー・バスケットC級以上含む）

- 【B】のみは「理念なし指導者」
- 【A】 + 【B】 保有者は「理念あり指導者」（移行不要）
- JSPO公認スポーツ指導者

コーチングアシスタント資格への移行が 必要な指導者

- ◆ 「認定員」資格保有の指導者が令和6年度以降も継続して「理念を学んだ指導者」として登録する場合
※移行しなかった場合の令和6年度登録は「役員」「スタッフ」となります
- ◆ 令和5年11月までに移行申請を行う必要があります
※移行申請から資格認定まで5カ月ほどかかります

移行の手続き①

- ◆ コーチングアシスタントへの資格移行には、講習会等を受講する必要はなく、WEB上での手続きとなります
- ◆ 申請は日本スポーツ協会のWEBページより指導者が各自で行う必要があります
 - ※JSPPO公認指導者資格はスポーツ少年団ではなく、日本スポーツ協会が一元管理する個人資格となります
- ◆ 費用は13,000円
(資格登録料：10,000円/4年、初期登録手数料：3,000円)

移行の手続き②

◆ 「認定員認定証」または「登録システムの氏名と認定員番号が記載された画面の画像」が必要です

※あらかじめ認定証・画面を撮影またはスキャンして保存しておいてください

※認定証がお手元に無い場合は宮城県スポーツ少年団に再発行を依頼してください

宮城県スポーツ少年団連絡先：022-349-9656 (Tel)

移行の手続き③

- ◆日本スポーツ協会「指導者マイページ」の登録が必要です
マイページへの新規登録後、移行申請手続きとなります
※マニュアル：日本スポーツ協会「コーチングアシスタントへの資格移行手続きマニュアル」
- ◆資格申請後、日本スポーツ協会（JSPPO）より申請の承認、資格登録手続の案内があり、指導者（申請者）が資格登録手続き、登録料の入金後に認定証・登録証の送付となります

コーチングアシスタントへの移行申請 時期と資格有効期間

移行申請	日スポ 申請承認	日スポ 登録案内	登録手続き	資格有効期間
～R4年5月	申請から 1～2か月	R4.7月	～R4.9月	令和4年10月1日～令和8年9月30日
～R4年11月		R5.1月	～R5.3月	令和5年4月1日～令和9年3月31日
～R5年5月		R5.7月	～R5.9月	令和5年10月1日～令和9年9月30日
～R5年11月		R6.1月	～R6.3月	令和6年4月1日～令和10年3月31日

コーチングアシスタントの登録は年2回（4月と10月）となります
移行申請と申請後の登録手続きの期限にご注意ください

移行後の手続き

◆ 4年ごとに更新研修の受講（指導に必要な新たな知識を学ぶ）
と資格登録の更新手続きが必要です

◆ 費用

講習会受講料：受講する講習会により異なります

更新登録料：10,000円/4年